

観光マップ「地下鉄・バスなび」製作事業者選定会議設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、観光マップ「地下鉄・バスなび（日本語版・英語版・中国語版・韓国語版）」（以下「マップ」という。）の製作事業者を選定するために、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 マップを製作する事業者を企画競争方式にて選定するに当たり、適正かつ円滑に事務処理を行うため、製作事業者選定会議（以下「選定会議」という。）を設置する。

(審議事項)

第3条 選定会議は、応募者から提出された書面等に基づき、事業者の決定に係る審査を行い、公営企業管理者交通局長に意見を述べる。

(組織)

第4条 選定会議の委員は別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 選定会議に議長を置く。
- 3 議長は営業推進室長とする。
- 4 委員は議長が認めた場合に限り、必要に応じて選定会議に代理を1名出席させることができる。ただし、代理を出席させる場合は、委員本人は出席できない。
- 5 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

(会議)

第5条 選定会議は、議長が招集する。

- 2 選定会議は、委員又は委員代理の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

(選定方法)

第6条 事業者の選定は、書類審査及びプレゼンテーションを実施し、その結果を基に、最も高い得点を獲得した業者を選定する方法で行う。

なお、選定会議は、申込みのあった提案内容を審査し、合議により評価を決定する。

- 2 事業者の選定方法の詳細については、募集要項で定める。
- 3 一致した見解が得られない場合は、議長の判断により、出席委員の多数決で決することができる。
- 4 複数の意見により意見が集約できない場合、委員は議長に決定を委任することはできる。

(学識経験者等からの意見聴取)

第7条 選定会議の開催前に別表2の学識経験者から企画提案書等について専門的な見地から意見を聴取する。

(庶務)

第8条 選定会議の庶務は、営業推進室において行う。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、選定会議の運営等に関し必要な事項は、議長が選定会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成30年1月22日から施行する。